路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	福岡県築上郡築上町大字小原七三九番一から同町大字小原六八九番まで	九州地方整備局、同局北九州国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社福岡工事事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月八日〇時

〇九州地方整備局告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の指定の解除及び指定をするので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月七日から二週間九州地方整備局、同局北九州国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社福岡工事事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月七日

九州地方整備局長　金尾　健司

	区間	幅員	延長
一　道路の種類	一般国道		
二　路線名	十号		
三　指定を解除する道路の部分	福岡県築上郡築上町大字安武一三九八番三から同町大字安武一四五五番一まで	二六・九六～一九二・六九メートル	〇・一八七キロメートル
四　指定する道路の部分	福岡県築上郡築上町大字安武一三九八番三から同町大字安武一四五五番一まで	幅員　二六・九六～一九二・六九メートル	〇・一八七キロメートル
五　指定を解除及び指定する期日	平成二十六年八月七日		

〇九州地方整備局告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の指定の解除及び指定をするので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月七日から二週間九州地方整備局、同局北九州国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社福岡工事事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月七日

九州地方整備局長　金尾　健司

	区間	幅員	延長
一　道路の種類	一般国道		
二　路線名	十号		
三　指定を解除する道路の部分	福岡県築上郡築上町大字小原七三九番一から同町大字小原六八九番まで	八二・一〇～一七四・二二メートル	〇・二三二キロメートル
四　指定する道路の部分	福岡県築上郡築上町大字小原七三九番一から同町大字小原六五一・七三～四〇二・六三メートル	幅員　八二・一〇～一七四・二二メートル	〇・二三二キロメートル
五　指定を解除及び指定する期日	平成二十六年八月七日		

人事異動

内閣

（総務省情報通信国際戦略局次長）総務事務官　関　総一郎

（経済産業省大臣官房審議官（貿易経済協力局・海外戦略担当））経済産業事務官　森　清

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　平岩　勝

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に転任させる

（内閣官房内閣参事官（内閣人事局）内閣事務官）武藤　真郷

内閣官房内閣参事官（内閣総務官室）に配置換する

内閣官房皇室典範改正準備室事務官を命ずる

（財務省大臣官房付）財務事務官　深澤　良光

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に昇任させる

（総務省大臣官房付）総務事務官　髙角　健志

（同）同　羽生雄一郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（総務省行政管理局管理官）同　山野　謙

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に併任する

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　間庭　典之

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房行政改革推進本部事務局参事官を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　田川　和幸

内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官を命ずる

（総務省大臣官房付）総務事務官　七條　浩二

（同）同　森　源二

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣人事局）内閣事務官　中山　光輝

財務省に出向させる

（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））同　箕浦　龍一

総務省に出向させる

内閣官房皇室典範改正準備室参事官を免ずる（以上七月二十八日）

〇法務大臣臨時代理解職　国務大臣　古屋　圭司

法務大臣谷垣禎一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

〇外務大臣臨時代理解職　同　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上八月二日）

〇内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はメキシコ国、トリニダード・トバゴ国、コロンビア国、チリ国及びブラジル国へ出張のところ八月四日帰朝した。

〇財務大臣臨時代理解職　国務大臣　新藤　義孝

財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　新藤　義孝

内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる

〇文部科学大臣臨時代理　同　山本　一太

文部科学大臣下村博文海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する

〇経済産業大臣臨時代理　同　石原　伸晃

経済産業大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　石原　伸晃

内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる（以上八月四日）